

In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University merge to Osaka Metropolitan University

Title	(第 8 章)北九州市における子どもの居場所づくり：多様な存在による連携の重要性
Author	坂本 毅啓
Citation	URP「先端的都市研究」シリーズ. 11 巻, p.71-79.
Published	2017-03-25
ISBN	978-4-904010-26-6
Type	Book Part
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学都市研究プラザ
Description	地方都市におけるインクルーシブな地域づくり / (第 II 部)事例分析編
DOI	

Placed on: Osaka City University

Osaka Metropolitan University

第8章

北九州市における子どもの居場所づくり

——多様な存在による連携の重要性——

坂本 毅啓

1 北九州市における子どもを取り巻く現状

■九州の玄関口にある政令指定都市の北九州市

福岡県の北東に位置し、九州の玄関口にある北九州市は、人口約95万人(2017年2月時点)の政令指定都市である。高齢化率は29.6%(2015年度国勢調査)と、政令指定都市の中では最も高く、少子高齢化が進んでいるまちでもある。この高齢化率の高さから、介護特区など高齢者問題への対策に取り組んでいるイメージがあるようだ。しかし、子どもの貧困対策や学習支援などの子ども福祉の領域においても、熱心に取り組んでいるまちでもある。

本章では、そのような北九州市内で行われている、NPOによる学習支援と、自治会・UR(都市機構)・生活協同組合・大学生が協働して取り組んでいるコミュニティワークの2つの取り組みについて、述べさせていただく。

■北九州市における子どもを取り巻く現状

学校教育法第19条の規定により、経済的理由から学校で学ぶことが難しいと市町村によって認められた子どもの保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならないことになっている。これを就学援助制度と言う。対象は生活保護を受給している家庭(要保護者)や、生活保護基準に近い水準で生活をしている家庭(準要保護者)である。「経済的理由」から、この就学援助を受けている子どもの割合を示す就学援助率は、同時に子どもの貧困率として読み替えて理解される。この就学援助率に着目して、子どもの貧困率を見てみると、文部科学省が公開している市町村別実施状況によれば、北九州市は20%以上25%未満の水準にある。2009年度と少し前の資料であるが、要保護児童生徒は746名(0.98%)、準要保護児童生徒は16,000名(20.97%)で、合計21.94%である[馬 2010]。全国平均が2013年度で15.42%

であることを鑑みると、北九州市は高めと言える。

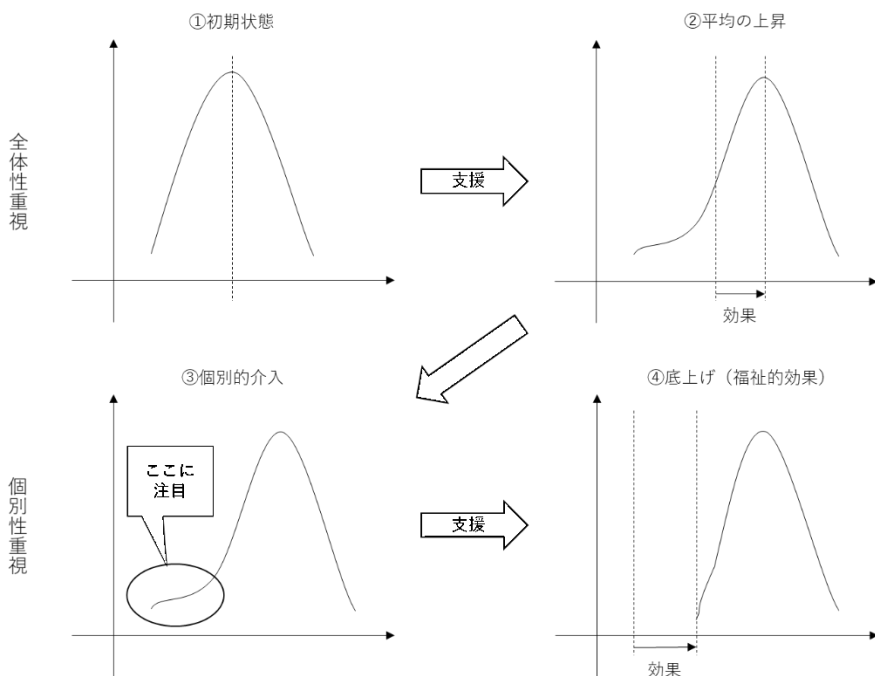
不登校児童・生徒数については、2014年度統計では中学校が642名（2.4%）、小学校が92名（0.2%）である。大都市の中では比較的低い割合である¹。

2 子どもへの総合的な学習支援の展開

■教育委員会による学習支援

北九州市における子どもへの学習支援の特徴は、公教育の立場から教育委員会が主体とな

図表8-1 介入による効果の違い



¹ 『大都市比較統計年表 平成26年版』の不登校児童・生徒数を、児童・生徒数で割って割合を求めた。

って取り組む放課後無料塾「子どもひまわり学習塾」と、特定非営利活動法人抱樸（以下、NPO抱樸）が中心となって官民地（域）の連携による学習支援（訪問型・集合型）が重層的に展開されているところにある。

教育委員会による「子どもひまわり学習塾」は、2014年4月から市内の希望する小・中学校で実施を始めた。その後、規模を倍に増やし、市内全域の小・中学校をカバーできるような規模で、子どもたちに週2回程度の無料塾を提供している。この学習支援の効果はすでに現れており、特に参加した中学3年生の多くが志望する高校への入学を叶えるなど、一定の成果を示している。

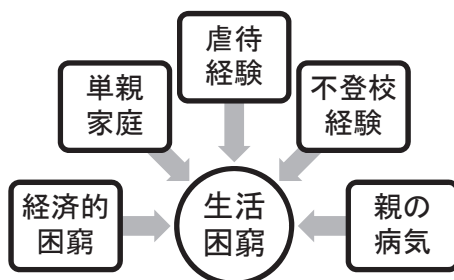
しかし、「子どもひまわり学習塾」の限界もある。まず、そもそも学校に登校できていることが前提であり、さらには学力向上のための支援を目的としたものであることから、「居場所」のような機能性はない。そのため、不登校児童・生徒や、学習習慣が定着していないような子どもは対象とならない。しかし、この限界については、公教育を担う教育委員会としての精一杯のところであり、決して責められるものではない。いわば全体性としての関わりであり、個別性としての関わりは、公私に渡る社会福祉分野が担うべきところである。その視点や介入、効果の違いを概念的に示したのが「図表8-1」である。全体性重視と個別性重視の重層的な支援によって、「図表8-1」で示したような全体の上昇と、底上げの効果が期待できる。

■NPOによる学習支援

NPO抱樸が中心となって、2013年9月から不登校や生活困窮世帯等で暮らす子ども達に特化して総合的な学習支援を行っている。実際には官民地と、行政、NPO、地域のボランティアが連携しながら、多様な困難を抱えている子ども達の支援を行っている。

2017年1月末時点で、約50名の子ども達が登録されており、週2回の集合型学習支援に参加したり、あるいは週1～2回程度の訪問型学習支援を利用している。支援対象となっている子ども達の多くは、生活保護のケースワーカーが担当されているケースを紹介して来たり、あるいは子ども家庭支援のケースワーカーから紹介されてくるケースもある。中には新聞などで学習支援を知って、申し込んでくるというケースもある。支援にかかわっているボランティアは、大学生から社会人まで、幅広い人材がかかわっている。これとは別に、NPOの専任の支援員として2名が配置されている。

図表 8 - 2 子ども達の抱える困難



■学習支援における総合性と子どもの居場所づくり

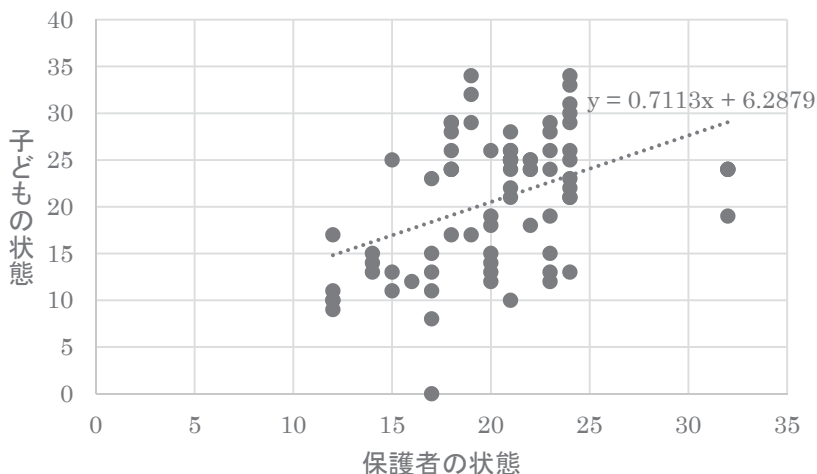
訪問型学習支援に参加している子どもは、家庭状況が厳しく家を出ることができなかつたりと、理由は様々である。訪問型学習支援では学習支援のボランティアと専任のNPOの支援員と一緒に訪問している。そして、保護者や兄弟姉妹など、他の家族への支援を同時に行っている。この支援については、これまでのNPO抱撲が培ってきた「伴走型支援」のノウハウを活用している²。

この支援の特徴は、総合的であるという点である。この総合的というのは、対象を幅広くとらえて家族も含めて丸ごと支援対象としてとらえている点と、勉強を教えるだけでなくイベントなどを通した社会経験の獲得や、気軽に集って誰かと話することができるカフェづくりなど、学習をするための環境を整える支援まで行っているという点を挙げることができる。

図表 8 - 3は、支援員が保護者と子どもの状態像を点数化した記録を基に、同時期の保護者と子どもの状態を二次平面上にプロットした散布図である。右肩上がりの点線は近似直線であり、保護者の状態と子どもの状態が正の相関関係があることを示している。つまり、家庭状況が改善されることは、子どもが学ぶための環境づくりは重要であることを示している。そして同時に、子どもの居場所を家庭内において作ることの重要性を示しているとも言えよう。

² 「伴走型支援」については、奥田知志・稲月正・垣田裕介・堤圭史郎 [2014] 『生活困窮者への伴走型支援——経済的困窮と社会的孤立に対応するトータルサポート』 明石書店において詳細に述べられている。

図表8 - 3 保護者の状態の改善から子どもの状態の改善へ



出典：[稲月 2016 : 30]

3 高齢化した団地におけるインクルーシブなまちづくり

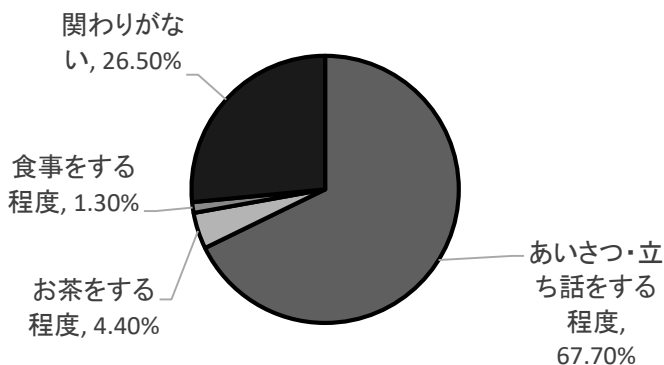
■高齢化した団地におけるニーズ

次に紹介するのは、高齢化した団地において、子どもだけではなく高齢者やひきこもり者等、多様な存在を包摂した、まさしくインクルーシブなまちづくりの実践例である。

A団地は、1966年ごろから1970年ごろに旧日本住宅公団（現在のUR都市機構）が開発した、約2,300戸を擁する大規模な団地である。約50年が経過したことから、高齢者世帯が増加傾向にある。A団地自治会が3年に1回行うアンケート調査でも、約6割の世帯主が65歳以上である。そのため主たる収入が年金である世帯が多く、半数の世帯は年収200万円未満である³。

³ 世帯収入については、団地自治会が2014年に実施したアンケート結果より。回収数1,230戸、回収率53.1%である。

図表 8 - 4 保護者の状態の改善から子どもの状態の改善へ



UR都市機構とA団地近隣の大学生が連携して、2016年に実施した住民アンケート結果では、周囲とのコミュニケーションの程度において「関りがない」と答えた方が26.5%、「あいさつ・立ち話をする程度」と答えた方が67.7%となっており、90%以上の方は周囲の方とのコミュニケーションが乏しい。さらに災害等の緊急時、「ひとりで避難できない人がいる」という回答は12.9%、その避難できない人が手助けを頼めないという回答は27.4%である。団地に横たわる高齢化と孤立化が、調査結果から見えてくる。

■ニーズに対応した支援の展開

このような団地のニーズに対応するべく、自治会、UR都市機構、生活協同組合（以下、F-coop）、大学生の四者が連携して、地域住民への支援活動を展開してきた。まず、大学生が団地へ入って自治会の支援活動と、独居高齢者への戸別訪問活動（声かけ・見守り活動）を行い始めたのは2011年からである。

その後、2015年頃にUR都市機構から大学生へ連携を持ち掛け、そこへ団地内の住民がよく利用しているF-coopも連携の輪に加わり、地域住民の憩いの場を作るべく準備を進めることとなった。そして、F-coopの地域貢献事業の活用により、四者が連携したコミュニティサロン活動を、2016年12月から開始している。

このように当初は地域で孤立する高齢者への見守りと、高齢者を中心とした居場所づくりが主な活動内容であった。中には大学生が戸別訪問したことにより、ひきこもりの息子と暮らす高齢の母親がかなり悩んでいることが分かり、このひきこもりの息子と大学生が交流をす

で、結果的に自宅の外へ出ることができるようになったというような事例もあった。

■子ども達の居場所づくりへ

2016年の春頃、UR都市機構から大学生へ次の課題が提起された。それは学校の夏休み期間中に現れる、「欠食児童」への対応であった。夏休みの期間中、学校給食がないことから十分に食事をとることができていない「欠食児童」が、やせ衰えていく様子を何とかできないかという相談であった。大学生は早速自治会と連携して、夏休み期間限定で、いわゆる「子ども食堂」のようなものとして、「大学生と一緒に遊んで、ご飯を食べて、そして夏休みの宿題に取

図表8-5 「ふれあい食堂」での昼食の様子



図表8-6 「ふれあい食堂」での外遊びの様子



り組もう」という「ふれあい食堂」を企画し、8月中に4回開催をした。毎回10数名の子ども達が参加し、大学生も6~8名がボランティアとして参加した。

内容としては、自治会館の一室を借りてゲームをして遊び、大学生と参加した子ども達が一緒になって昼食をとり、その後、屋内や屋外で自由に遊ぶということを行った。さらに、この「ふれあい食堂」には、自治会からの紹介でひきこもり傾向にあった20代の青年が1名参加した。彼としては「ふれあい食堂」の「スタッフの一人」であり、参加者ではないという認識であった。彼は4回ともすべて参加し、「スタッフ」としての役割を獲得して、自ら居場所を作ることができた。

なお、「ふれあい食堂」に参加した子ども達の受付時に、「朝ご飯を食べてきたか？」という確認をしたところ、毎回、概ね半数の子ども達が食べてきていなかった。その理由の多くは、「親から『お昼はただで食べられるから、今日は朝ご飯を食べなくても良いでしょ』と言われた」であった。この活動により、欠食児童の存在の確認と、長期休暇中の子ども達への支援の必要性を感じる結果となった。

4 インクルーシブなまちづくりへ

本章で紹介した2つの事例では、学習支援や子ども食堂という具体的な支援を、多様な存在が連携しながら子どもの居場所づくりとして取り組んでいる。このような取り組みにおける重要な点は、対象を限定しないことと、「完全無欠な大人」だけで行わないことであろう。多様な存在がともに取り組むことで、子どもの居場所づくりはインクルーシブなまちづくりへとつながっていくのではないかと考えられる。

※本章の高齢化団地への支援活動の内容は、特定非営利活動法人非営利・協同総合研究所のちとくらしによる2014年度研究助成（研究期間：2015年度～2016年度、採択テーマ：「高齢化した団地における住民の福祉ニーズに対する自治会活動の役割と今後の課題に関する調査研究」）の助成を受けている。調査の実施・分析にあたっては、特に独立行政法人都市再生機構（UR）との連携・協力のもと行われた。

〔参考文献〕

鷹峯子 [2011] 「未納問題から考える学校給食 付表（児童生徒数）」『経済のプリズム』第87号（平

成 23 年 2 月)、(<http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/>

keizai_prism/backnumber/h23pdf/20118704.pdf、2017 年 2 月 15 日時点)

稲月正 [2016] 『子ども・家族marugoto プロジェクト』の評価『厚生労働省平成 27 年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(社会福祉推進事業) 官民企(業)地(域)連携による地域の生活困窮世帯への包括的な支援体制の構築及び社会参加のための支援メニューの開発に関する調査・研究事業 報告書』特定非営利活動法人抱樸 24-32 頁

全泓奎 2015 『包摂型社会：社会的排除アプローチとその実践』法律文化社